

第23回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年4月20日（金）13:00～14:07
2. 場所：合同庁舎4号館2階 共用第3特別会議室
3. 出席者：
（委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、大田弘子（議長）、八代尚宏（専門委員）村上文洋
（政府）河内内閣府事務次官、前川内閣府審議官
（事務局）田和規制改革推進室室長、窪田規制改革推進室次長、
林規制改革推進室次長、西川参事官
（ヒアリング）総務省 奈良俊哉大臣官房審議官
総務省情報流通行政局 豊嶋基暢情報通信作品振興課長
経済産業省中小企業庁事業環境部 安藤保彦取引課長
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部 平塚敦之企業取引課長

4. 議題：
（開会）
議題1 放送を巡る規制改革
（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、規制改革推進会議、第23回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中のところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、大田議長も出席でございます。

また、吉田座長代理、八代委員は、少し遅れるということでございます。

飯田委員、森下委員、角川専門委員は、所用により、御欠席でございます。

メディアの頭撮りがあります。

（報道関係者入室）

（報道関係者退室）

○西川参事官 それでは、ここからの進行をお願いします。

○原座長 本日の議題は「放送を巡る規制改革」です。

クリエイターなど、制作現場が最大限力を発揮できる環境整備に関して、放送コンテン

ツ制作の取引適正化などに係る取組の現状について、今日は、総務省、中小企業庁、公正取引委員会事務局の方々から、ヒアリングを行いたいと思います。

質疑応答は、最後にまとめて行わせていただきます。

最初に、総務省さんからお願いいたします。

○総務省（奈良審議官） それでは、お手元の資料1-1に沿いまして、総務省が取り組んでおります、放送コンテンツの適正な製作取引の推進の概況について、御説明申し上げます。

二段組みになっております下のスライド1でございます。全体像を概観できるようなものとして、1枚目を用意いたしました。

総務省におきましては、いわゆる下請法に関するガイドラインということで、平成21年に放送コンテンツ製作取引適正化に関するガイドラインを策定してございます。放送以外の分野でも、18業種で策定されておることを承知しております。

また、ガイドラインの周知・啓発に加えて、このガイドラインのフォローアップとして定期的に調査を実施しております。それによりますと、本日の資料では、著作権の帰属に関する例を出してございますが、幾つかの点に関しまして、放送事業者と番組製作会社の間で、大きな認識の相違があるという結果が出てきており、このままでは、適正化はうまくいかないのではないかとということが、問題認識としてございます。

このような問題認識を背景に、昨年、平成29年6月に放送事業者と番組製作会社の両者が向き合う場として、放送コンテンツ適正取引推進協議会（「協議会」）が発足いたしました。この協議会の場において、いろいろな取組をしておりますけれども、いわゆる自主行動計画も策定してやっていこうという流れになっておりまして、私どもとしては、こうした取組をフォローアップし、注視していく形で進めていこうとしているところでございます。

全体像になりますが、次のページ以降で、それぞれ幾つか補足的に説明したいと存じます。

2枚目の紙、上の段、スライド2でございます。下請法の概要等と書いてございます。

本日、この後、中小企業庁、公正取引委員会様のそれぞれから、御説明があると思いますが、総務省との関わりという点で触れたいと思います。

下請法は、いわゆる独禁法の補完的な法律として存在し、その中では、定義として、発注側の資本金はどれだけで、受注側の資本金はどれだけかという規定がございまして。この基準に基づいて、法律の適用がかかってくる、かかってこないが決まります。

かかってきたときには、2. 下請法の主な概要のところがございますが、発注側に4つの責務、下請代金支払日の決定、書面の交付等、そして、右側、11の禁止事項、買ったとき等、こういったものが規定されているわけがございます。

この下請法は、結構古い法律でございまして、平成15年に改正がございまして、このときに下請取引の中の1つとして、情報成果物作成委託ということで、放送コンテンツ製作

取引も、下請法の適用になりました。したがって、私どもは当然この下請法を遵守するという観点から、いろいろな取組をやろうとしたわけでございます。その1つとして、平成21年にガイドラインを策定して、放送事業者、製作会社の双方にこれを示して、適正化をしてくださいということをしてきたところでございます。

その紙の二段組みの下、スライド3にガイドラインの概要と書いてございます。

主な内容のところを御覧ください。基本的にいわゆる下請法が、この放送コンテンツの製作取引に関わってくる場面について、典型的に10項目挙げて、1から10まで列挙し、それぞれについて、下請法の解説を書いてございます。

その上で、右側にありますが、それぞれの項目につきまして、望ましい事例、あるいは問題となり得る取引事例ということで、具体的に記載し、参照してもらうという構成になっております。

望ましい例としては、例えば企画公募の枠の番組について、放送局は、放送権のみ購入し、著作権は、製作会社に帰属させている。

逆に問題となり得る事例としては、発注書の書面交付が行われていない場合があった等々、こういったことが書いてあります。このガイドラインに基づいて、適正に放送コンテンツの製作取引を行ってほしいということで、このガイドラインを策定し、周知・啓発に努めているところです。

最近、衛星放送やケーブルテレビの分野も加わって、ガイドラインを改訂しております。

一方、このガイドラインのフォローアップ調査の結果によると、発注側と受注側の認識に差があるという結果が出ております。そのため、スライド4、冒頭、申し上げましたが、放送事業者と製作会社にきちんと向き合っていただくための適正取引推進協議会というのが必要ではないかということで、民間ベースによる情報共有の場の設置についての提案があり、昨年6月にこの協議会が立ち上がりました。

右側の構成員を御覧ください。放送事業者と番組製作会社の団体が入っていて、加えて、学識経験者として青山学院大学の内山教授にも入っていただき、オブザーバーとして、総務省も参加しております。そして、事務局も受発注どちらか一方ではなくて、民放連とATPが共同事務局を持つということで、協議会が設置されたところです。

この協議会で何をやっているかということでございますが、下のスライド5でございませう。平成30年度の推進計画を4月6日に策定しております。ガイドラインは、総務省が策定したということもあり、例えば制作現場にいる担当者は、何らか読みづらいところもあります。したがって、受発注双方が活用できるテキスト、手引みたいな形で、ガイドラインのさらにガイドラインというのでしょうか、そういったものを作りましょうという話になり、昨年から検討が開始され、本年5月中を目標に策定していくこととされています。

この協議会のテキストが策定され、研修会、説明会等々を協議会としてやるもの、業界団体がやるもの、あるいは中小企業庁、公正取引委員会がやるものにあわせて、いろいろな機会を捉えて、研修会、説明会をやりながら、実際のベストプラクティスみたいなもの

を収集して、30年度の全体の行動を踏まえて、31年度以降、フォローアップしていくということが既に決定しておりまして、今、これに基づいて、取組が進んでいるところです。

総務省といたしましては、協議会の平成30年度の推進計画が着実に推進されるよう、また、取引推進協議会が適切な活動を進行していけるよう、今は、フォローアップしているというか、注視しているという状況でございます。

概略、現状の取組は、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

次に、中小企業庁さんからお願いします。

○中小企業庁（安藤課長） 中小企業庁でございます。

お手元、資料1-2を御覧いただきたいと思います。

下請等中小企業の取引条件改善への取組ということで、ここ2年半ほど、放送コンテンツ業も含めた全体の取組をやってきておりますので、その関係を御説明申し上げます。

1 ページ目であります。この話は、大体2年半前、平成27年の秋冬ごろ、中小企業の皆さんにも、賃上げをしていただかなければいけないということで始めた取組であります。大企業には、毎年ずっと賃上げをお願いしてきているところですが、左下のグラフを御覧いただきますと、リーマン・ショック以降、大企業、製造業、非製造業、中小も非製造業は、それなりに収益が改善してきているということでありましたが、とりわけ中小製造業が低迷しているということで、これでどうやって賃上げの原資を確保していくのかということが問題意識としてございました。

2 ページでございますけれども、この状況を踏まえまして、官邸に「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」が設置をされまして、今は、経産大臣ですが、当時の世耕官房副長官を議長に、中小企業庁、公正取引委員会、その他の業所管省ということで、構成員のところを御覧いただきますと、総務省情報流通行政局長にも御参加をいただいて、この会議を開催してきているということでございます。

この会議体自体は、昨年9月から組織を再編、改組いたしました。それまで13回、開催をしております。

会議の名称ですが、「下請中小企業」ではなくて、「下請等中小企業」となっています。それから、「取引適正化」ということではなくて、「取引条件改善」というタイトルになっております。

御参考でありまして、飛びますが、最後の18ページを御覧いただきますと、先ほど奈良審議官からも下請法の御説明がございましたけれども、B to B取引の中で、下請法がカバーしているところというのは、水色の資本金関係、上下関係があつて、かつ製造委託ですか情報成果物作成委託という行為も限定されたところがカバーされている。比較的狭い範囲ということです。

例えば左側にスペック指定のない既製品・サービスの購入ということで、運送業でいいますと、荷主とトラック業者の関係ということ、下請法に入っていない。大手運送業が中小

運送業に委託をすると、資本金の要件がはまれば、下請法の対象となります。

食品加工会社、食品メーカーがスーパーに納入するようなものも、汎用品、カタログ品ということでは、左側になりますが、プライベートブランドみたいな形になると、下請法に入ってくる。こういう構造になっています。

今回は、賃上げを目指していくということなので、下請法対象取引ということでは、範囲が狭いという意味で、会議の名称も「下請等中小企業」という形で、B to B全体を見据えていこうということでもあります。

「取引適正化」ではなくて「取引条件改善」ということなのですが、下請法等、関係法令を遵守していただいて適正な取引をしていただくのは、もう当たり前の話であって、それを越えて取引条件改善にまで踏み込んでいただきたい。主に大企業に対するメッセージということで、こういうタイトルになっているということでございます。

その後、3ページにございますような産業界に対する大規模な調査、あるいは大企業の調達部門へのヒアリングを実施しました。

4ページでございますけれども、一昨年8月に内閣改造がございまして、世耕大臣が就任された後、9月にいわゆる「世耕プラン」、「未来志向型の取引慣行に向けて」という当面の政策パッケージを公表させていただきました。

ここで、3つの重点課題ということで、当初、どうしても製造業をメインに考えていたところでありまして、毎年、定期的な原価低減要請、非常に不合理な、理屈のない要請が来る。

あるいは金型とか、型の保管を押しつけられている、コストを負担してもらえない。

手形払いが多い、こういうものを改善していこうとことで重点3課題に据えました。

前後しますが、上に3つの基本方針ということですが、単に親事業者、大企業がもうかっているから、下に分配すべしというメッセージではなくて、サプライチェーン全体で付加価値向上につながるような取引を目指していこうというメッセージにいたしました。

具体的に何をやったかということでもありますけれども、業種横断的なルール of 明確化・厳格な運用ということで、基準の改正、通達の見直し等を行いまして、これだけでは、実効性が担保できないだろうということで、各主要産業界に「自主行動計画」、先ほど御説明がありました計画を作っていただくというスタイルにしたわけでございます。

その下の5ページでございます。一昨年12月に、公正取引委員会さんで、下請法の運用基準の大幅な改正、それから、私ども経済産業省では、下請中小企業振興法の振興基準の大幅な改正、公正取引委員会と中小企業庁の連名ということでありましたけれども、手形の通達の50年ぶりの見直しを行いました。

これらの基準改正を踏まえて、6ページにございますけれども、主要産業界に対して、「自主行動計画」を策定いただくよう、要請をいたしました。

昨年3月までに、左側にございます、8業種21団体に策定をいただきました。

今年に入りまして、右側でございます、新しく放送コンテンツ業を含みます9団体に策定をいただいたということでございます。

計画を作ってお終いということでは、何もありませんので、下のページでございますように、しっかりフォローアップをしていただく。政府としても、フォローアップをさせていただきますということです。

1つは(1)でございます、「自主行動計画」のフォローアップ調査、これは策定団体みずから会員企業に対して、実際にちゃんと行動したかどうかというものを、調査項目などのひな形をお示しした上で、調査をいただきまして、私ども中小企業庁に御報告をいただきます。

私どもとしましては(2)でございますけれども、全国に80名規模の取引調査員、「下請Gメン」と呼んでおりますが、実際に改善されたかどうか、生声として、聞いて回るという活動を昨年4月から本格的にスタートいたしました。

加えて、大規模な調査、これは委託調査でありますけれども、今後、改善状況をしっかり見ていこうということで、今、正に調査票、回答が上がってきて、集計中という状況でございますが、6万社超に対する調査を行ったところでございます。

8ページ、9ページでございますけれども、経済産業省所管の団体、19団体だと思っておりますが、昨年の秋にフォローアップ調査をしていただきまして、私どもに報告をいただきました。

対象企業は7,000社ということですが回答があったのは1,752社ということで、やや回収率は低いのですが、業種のところを御覧いただきますと、自動車は100%、自動車部品とか建機も高いのですが、繊維とか、ソフトウェアは会員企業数も多い、中小企業も多いということで、こちらは回収率に苦戦をしたというところでございます。

右側が階層別、企業規模ということでございます。

この結果でございますけれども、下にサマライズしてございますが、自動車業界を中心に非常に積極的に改善の取組をしていただいている。とりわけ手形払いの現金化とか、支払い条件の改善につきましては、自動車メーカー14社のうち8社が100%現金払いに切りかえていただいたということでもあります。

他方で、一次下請、二次下請で、全て現金で受け取っているというのは22%ということで、払う側は8社がやっていると言っている割に、受け取り側が22%というギャップがあるのですが、下に赤字で記載がございますけれども、カーメーカーから一次下請の大企業に、まだ手形が使われているものですから、一次下請から二次下請の現金化が進まないということが判明をしてきたということで、今後、こちら改善のお願いをしていこうという項目になってございます。

他の業界につきましても、取組を始めていただいているのが見てとれるのですが、自動車業界に比べると、まだ動きが鈍いということでございます。

10ページ、11ページは、下請Gメンのヒアリングの結果、下請企業のお声を聞いて、本

当に改善されているかというものを確認したものでございます。

昨年、公表の時点で2,500社以上を回らせていただきまして、階層別、資本金別、地域別というのが記載のとおりでございます。

その結果でございますけれども、全体の27%で、具体的に改善してもらったというお声を確認させていただいたということでもあります。

残りの70数%がダメかということ、そういうことではなくて、枠外に小文字で記載がございますけれども、もともと全部現金でもらっているとか、もともと良い関係を築けているというお答えも結構あったものですから、そういう意味では、改善の割合はかなり高いのではないかと考えております。

他方で、中段下ですけれども、全体の14%程度で、全く変わらないとか、引き続き、ひどい、悪化したというお声も聞き取ってきているということでございます。

12ページでございますけれども、今後の対応ということで、この取組を一過性のものにする事なく、粘り強く、しつこくやっていく。

1つは、横展開ということで、業種を広げていくということを引き続き、続けていきたいと思っております。

もう一つは、さらに深く一次下請、二次下請ぐらまで浸透してきているものを、三次、四次、五次と、縦の方向に深く浸透させていく取組をしつこくやっていく。こういうことを考えております。

取組の動きが鈍い業界に対しては、年明け、大臣からも直接業界トップにさらなる要請をさせていただきました。

下請Gメンのヒアリング体制も、今年度からさらに強化をして、年間4,000件超のヒアリングを実施したいと思っております。

13ページでございますけれども、年明け、新しく「自主行動計画」を策定いただく、あるいは既に策定していただいたところに、問題点を示して改善、改定をしていただく。このプロセスを経て、春から取引条件を実際に改善していただくなど、実際に具体的な行動につなげていただく。秋にはフォローアップ調査をしていただき、御報告をいただく。

下でございますけれども、下請Gメンのヒアリングは、下請側のお声は通年で聞いて回って、冬には両調査結果を突き合わせて、またフィードバックしていく。このPDCAサイクルを粘り強く回していこうということでございます。

14ページでございますけれども、昨年9月に官邸の会議が改組されまして、左側が従来の会議だったわけですが、ここの中で自動車運送事業と建設業は、それぞれ別の会議が立ち上がって、卒業されました。

右側でございますとおり、ワーキング・グループが新しく3つ設置をされまして、正に働き方改革とか、長時間労働是正、人手不足の問題も議論できるようにということで、特にワーキング・グループ③が設置されたというところでございます。

以下、参考でございます。

自主行動計画というのは、民間団体に自主的にお作りいただいているものでありますけれども、下請ガイドラインは、行政で策定しているということで、一番下にございますが、今、18業種が策定済みというところでございます。

16ページ、下請かけこみ寺ということで、委託事業でありますけれども、全国にB to Bのトラブルについて、御相談をいただく窓口を設けているというところでございます。

その他、いろいろ価格交渉のサポート事業ですとか、こういったことも、広報も含めて、積極的に行っているというところでございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

次に、公正取引委員会事務局からお願いいたします。

○公正取引委員会（平塚課長） 資料1-3を御覧ください。

私どもは、優越的地位の濫用規制と下請法違反の未然防止の観点から取引の実態を把握するという調査をやっているところでございます。

平成26年の1月1日から12月31日を期間といたしまして、当時、テレビ会社の広告収入が減少している中で、制作費用が減少しているのではないかと。そういう中で、問題となり得る行為が起きるのではないかとということで、調べたものでございます。

2ページ目というか、下の図でございまして、調査内容といたしましては、テレビ局とテレビ局の制作会社です。つまり、テレビ会社が発注側でありまして、受注側にあるのがテレビ番組制作会社です。これらの者に対して送って、回答を得たものでございます。

それぞれ取引があると回答したもの、テレビ局については283社、番組制作会社については109社、これを基礎といたしまして、中身を見ております。

調査の結果として分かったことが、「第2」としてまとめてあるのですが、1つは、テレビ番組制作会社というのは、テレビ局に比べて、非常に事業規模が小さいことです。

先ほど申しあげましたとおり、資本金要件は、情報成果物に関しては、下請は下げておりまして、5,000万円以下ということでございますけれども、5,000万円以下の事業者は91.7%に上るということで、非常に小さい規模に当たります。

片やテレビ局の多く、87.9%が資本金5000万円以上ということでございまして、下請法の適用対象にもなってくるというところでございます。

その上で、取引依存度でございまして、特定のテレビ局に対する取引依存度が30%を超えるテレビ番組制作会社は44.5%に上るということで、非常に大きいということも、業界の特徴であろうと思っております。

そういった意味から、下のところに囲みがあるのですが、テレビ番組制作会社は、テレビ局等に比べて、事業規模が小さいということ、特定の取引先、テレビ局等の取引に依存している傾向が見られるということが、我々の実態調査上、明らかになっているところでございます。

その上で、「調査結果①」の、右側を見ていただきまして、「取引の状況」でございませけれども、取引条件の設定に関していうと、著作権の譲渡対価、二次利用の窓口業務に関する事項、加えて、二次利用の収益配分に関する事項、著作権の譲渡・許諾に関する事項、こういったものがなかなか高い比率で定まっていない。

比率でいうと、著作権の譲渡対価は33.5%にとどまるということが、他の取引条件の設定に比べて低いということが分かってきております。

加えて、2の(3)でございまして、図の下にあります書面の交付状況でございませけれども、取引条件等を記載した書面の交付が行われていないような状況も15.9%に上るといことです。

1枚おめくりいただきまして、調査結果②といたしまして、そういったところを見ますと、テレビ番組制作会社は、テレビ局等の取引の継続の影響などを考慮して、やむを得ず不利益を受け入れていることが分かってまいりました。

どういう行為なのかというところは、その下にある行為の内容という図でございませ。

1つは、採算確保が困難な取引、いわゆる買ったときに属する行為が20.2%、高い割合でございませ。

あと、やり直し、こういうものも高くなってございませ。

発注内容の変更というところが出てきているところでございませ。

加えて、下にございませけれども、著作権の無償譲渡が12.8%、二次利用に伴う収益の不配分みたいなものが10.1%というものがあります。優越的地位の濫用規制上の問題となり得る行為を1つ以上受けたと回答したテレビ番組制作会社というのは、39.4%に上るといところははっきりしております。これは非常に高い割合だと言えらと思ひませ。

その上で、下の図でございませけれども、見ていただきませすと、テレビ番組制作会社の資本金と優越的地位の濫用上、問題となり得る行為を受けた割合といことございませが、資本金の額が小さなテレビ番組制作会社ほど、問題となり得る行為を受けた割合が高くなっていることが言えらわけございませ。

同じように取引依存度が高いほど、優越的地位の濫用規制上、問題となり得る行為を受ける割合が高くなっていることは、下の図を見て分かるところでございませ。

そういったところを踏まえまして、まずは先ほども御紹介がありましたように、全日本テレビ番組製作会社連盟、ATPに継続的に働きかけを行ってございませ。毎年、講師派遣を行いまして、状況の御説明をして、改善をしていくお願いをしているところでございませ。加えて、違反行為があれば、厳正に対処するといことをやっているわけございませ。これが優越的地位の濫用に関する実態調査の報告といところでございませ。

口頭になるのですけれども、下請法との関係でございませが、中小企業庁と一緒に下請法の執行をやっております。下請取引といのは、もともと親事業者の下請違反行為、不利益を受けている場合であつたとしても、自発的な提供をしにくいとい状況にございませ。要するにちくれば、後でしっぺ返しを食らう、いことが起きるわけございませ。

事業者に帰属させるような事例があったということが出ておりました。著作権に関しては、4月に策定するとされている自主行動計画では、どんな具合に扱われていて、今後どういう取組をしていかれるのか、これが1点です。

それから、下請法に係る部分について、放送事業者と制作会社の間に認識の違い、ずれがあるので、これから協議会で取り組んでいくというお話でしたが、下請法に関しては、認識云々の前に、法令違反です。これについては、中小企業庁や公正取引委員会と協力されて、具体的にどういう取組をしていかれるのかということをお尋ねします。

次に中小企業庁さんに、放送コンテンツ業も、今年に入って自主行動計画を作っていくことになったと。これから自主行動計画ができて、Gメンなどを使って調査をしていくということだと思うのですが、具体的に放送コンテンツ業ではどういう取組をしていかれるのか。下請ヒアリングを年間4,000件以上とありますが、こういう対象として、強力にやっけていかれるのかどうかという点をお尋ねします。

公正取引委員会さんは実態調査をしていただいて、かなり問題のある状況だということが出ています。今後もATPに働きかけてやっていくということなのですが、この間、ATPさんに話を伺ったときには、力関係がありますし、長年の契約の慣行のようなものもあって、対等な立場で改善していくのが難しいという雰囲気が出ていました。資料の3ページの右下には、公正取引委員会さんがこれから以下の対応を行うこととするとあり、一番下に「2 今後とも、テレビ番組制作に関する取引実態を注視し、優越的地位の濫用規制上又は下請法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、これらの法律に違反する行為に対しては、厳正に対処していく」と。具体的に何をこれからしていくのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○総務省（奈良審議官） まず総務省からお答え申し上げます。

最初の著作権の帰属について、ガイドラインに記載があるのですが、それだけでは、なかなか制作現場のレベルまで理解をしてもらうのが難しいところです。少なくとも認識のずれが現実に出てしまっているのが、今回、協議会の推進計画、いわゆる自主行動計画で、具体的に著作権の取り扱いについて、こうしようということを書くべく、今、策定作業を行っていると聞いています。ガイドラインよりももっと分かりやすく書いて、受発注双方がその手引を見ながら話をするという関係を作るべく、今、やっている最中と聞いています。

あと、下請法違反の事例のことでございますが、アンケート調査だけで、直ちに法律違反を執行するわけにはいかないと思っています。確かにそれをにおわす結果も多少出てきておりますので、私どもだけではだめなので、正に中小企業庁や公正取引委員会とも連携しながら、におわせる話をどうやっていくかということは、調査なり、さらに突っ込んだことをやる必要があるのではないかと考えているところでございます。

○大田議長 連携をとるときに、例えば中小企業庁に総務省さんからの通報窓口ができる

とか、具体的には何かありますか。単に連携ということではなくて、具体的にどういうふうにやられるのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 私どもからお答えさせていただくと、恐らく中小企業庁も、公正取引委員会も、各省いろんな案件を横串的に御担当しておられるのだと思います。そういった意味で、窓口というか、正に私どもがこれからどうしたらいいだろうかということ、中小企業庁や公正取引委員会をはじめ、いろんな方に御相談申し上げて、アドバイスをもらいながらやっていく。それを私は連携という言い方をしたところでございます。

○中小企業庁（安藤課長） 自主行動計画の関係でございます。資料の6ページと10ページを見比べていただきたいと思いますのですけれども、自主行動計画は、昨年3月末までで、21団体に作っていただいた中で、10ページの業種別を御覧いただきますと、自動車、電気・機械、製造業、サービス業系、非製造業はやや少なく12%になっております。トラック運送業とか、建設業、国交省の関係が入っていない。特に建設工事については、建設業法の規制なものですから、ここは調整をしなければいけないのですが、トラックについては、今後やっていこうということになっています。

下請Gメンのヒアリング自体、主に自主行動計画策定業種を中心に回っていくことにしておりますものですから、6ページ右側、新たに放送コンテンツ業界も策定いただいたということで、今後ヒアリングをしてまいりたいと思っております。

その際に、業種によって、課題が違う、聞くべき項目が違うわけでありまして、放送コンテンツ業界の皆さんに金型の話を聞いてもしようがないということで、正に著作権の話ですとか、やり直しの話とか、総務省さんと項目も整理した上で、ヒアリングをさせていただきたいと思っております。これもまだ総務省さんと調整し切れているわけではないのですが、この枠組みに加わっていただいたので、放送コンテンツ適正取引推進協議会でも、秋以降、フォローアップ調査をしっかりとやっていただいて、それを私どもにも御報告をいただき、Gメンのヒアリング結果と突き合わせて、またフィードバックをしていくというサイクルに加わっていただきたいと思いますと思っております。

○公正取引委員会（平塚課長） 公正取引委員会でございます。

御指摘の点でございますけれども、厳正に法執行をしていくというところでございまして、2つございます。

未然防止ということであれば、先ほど申し上げましたように、説明会を徹底してやっていくということございまして、優越的地域の濫用に関しては、ATPなどを中心に連携をしていくということございまして、下請法は、内容として、書面交付の義務付けをしていますので、契約内容をしっかり書きなさいというところ、そういう形式的な義務付けをしていますので、そういうことをしっかりと徹底させる。これは放送コンテンツ業界に限らずですけれども、そういう講習会を全国で50カ所、11月には特別に月間を設けて、徹底するキャンペーンみたいなこともやっておりまして、そういう機会を使いながらやっていきたいと思っております。

あと、法律の執行ということに関しては、先ほどの連携という点とも関わるのですけれども、我々は申告を受け付けておまして、そういう窓口はございますので、そういうところを使っていただく形にできればと思っています。

以上です。

○原座長 今の点で、厳正な法執行に関しては、一般論でやっていますというお話を聞いても、それはそうだろうと思うのですが、先ほど御説明をいただいた、公正取引委員会さんの報告書は平成26年ですから、かなり以前のものです。このときに、優越的地位の濫用上の問題になる行為を受けたと言われている制作会社さんが39.4%いらっちゃって、相当程度法違反の可能性があるということだったのだと思いますが、そういった事案に関して、これまでどう対応、調査をされてきたのか。残念ながら、先ほど総務省さんから御説明をいただいたように、平成26年以降、最近に至るまで、状況はそんなに大きく改善していない、少なくともまだ問題が残っているということなのだと思いますが、それをどう評価されているのか。

また、先ほど最初に私が伺いましたけれども、書面交付をやったと言われたり、やっていないと言われたり、当事者間ですら、認識がずれているケースがあるのだとすれば、それは正に法執行の中で確認すべき問題だと思いますが、今、それを具体的にどうされているのかを教えてくださいませんか。

○公正取引委員会（平塚課長） 先ほど中小企業庁からも御報告がありましたように、運用基準を改正する中で、コンテンツに関連し、どのような行為が違反行為となるのか明示しました。これをさらに周知徹底することによって、従来、グレーゾーンだと思われていたものが、明確に違反だということが伝わっていくようにしたいというのが1点でございます。

あとは、審査局というところがございますけれども、優越的地位濫用事件タスクフォース、優越的地位の濫用を受け付ける窓口を設けてございます。こちらでしっかりと情報を受けとめてやっていきたいと考えております。

先ほどの未然防止という部分で、足りない部分がありますので、その部分は、今、申し上げたとおり、運用基準を改正して、事例を加えて、違反行為を明確化していくということでございます。加えて、その上で、先ほど申し上げた書面調査、30万通出しておりますけれども、こういうものをしっかりやりながら、違反行為を把握していくこと、これは人海戦術になりますが、やっていくしかないと思っております。

○原座長 繰り返しなのですが、一般論は分かりましたので、平成26年に調査をされて以降、法執行によって、今までにどれだけ改善をしてきたのか。現状どう評価されていて、今、どれだけ課題が残っていて、これからやっていく対策についても、それぞれに御説明をいただきましたけれども、それによって、どう改善していくと見込まれているのか。これまでの分析がなければ、現状評価、その先の処方箋を描けないと思いますので、それを教えてほしいのです。

○公正取引委員会（平塚課長） 具体的に下請法について申し上げれば、勧告事案はございません。出てきておりません。

一方で、指導の事案に関していえば、年間数十件、多いときは97件ぐらい、少ない年は40件ぐらいということで、年によって差があるのですけれども、そういう程度の指導を行ってきているところがございます。これは年によって違いがあるのですけれども、そういうものを摘発しながらやっているというのが、現状認識でございます。

○原座長 放送に関してですか。

○公正取引委員会（平塚課長） 放送に関してです。

○原座長 それは、全体、他の業種の中では、どういう構成になっているのでしょうか。

○公正取引委員会（平塚課長） 全体で、注意件数、指導件数自体は、4,000件から5,000件ぐらい、うち、そういう件数になっております。

○原座長 公正取引委員会さんの認識としては、放送業界は注意件数が多い方なのでしょうか。母数のとり方が難しいかもしれませんが、どう評価されているのでしょうか。

○公正取引委員会（平塚課長） 手続違反、先ほどの書面交付の部分と実体規定違反というところですが、1つ、書面交付に関していえば、やや多いと見ております。書面交付ができていない状況にあると思っております。

実体規定違反に関していえば、措置件数の内訳を見ますと、業種の比較ですけれども、製造業などとさほど変わらない状況という感じでございます。

○原座長 先ほどの数は最近の件数なのでしょうか。

私の最初の質問に戻りますけれども、平成26年に調査をされて以降、それがどう改善してきていると評価されているのか、今、コメントをいただけることがあれば、教えていただけますか。

○公正取引委員会（平塚課長） 最新のデータは持っておりません。正確な数字を申し上げますと、一番多かった年が97件ございまして、その後、40件前後で推移をしているということで、格段に減っているわけではないと見ています。年によって、注意件数、違反件数が上がったり、下がったりするものですから、それだけをもって、改善したかということを見ることができないのですけれども、傾向としては、減ってきていると思います。

○原座長 平成26年に調査をされて以降の状況については、若干減ってきました。ただ、問題がまだ相当程度残っていると認識されているということでもよろしいですか。

○公正取引委員会（平塚課長） 勧告ではございません。指導ですので、企業の名前は公表しない形なので、軽微な違反にはなりますけれども、依然、問題としては残っています。

○原座長 今後、残っている問題をどう解決、改善していこうとされているのか。それが、今、示された、お話をいただいたような解決策でどう改善していく見通しなのか、教えてほしいです。

○公正取引委員会（平塚課長） 下請法に関しては、親事業者の6万社というのは、繰り返し送られる人たちもいますので、これをとにかく徹底してやる。4年に1回ですけれど

も、中小企業庁と名簿を交換してやりますので、8年かけて一巡するというごさいます。

今度、30万件、下請事業者の方もありますけれども、親会社には、これをやりながら、違反行為があれば、自発的に申し出てくださいみたいなことも申しあげていますので、そういう申し出をさせたりします。

加えて、下請事業者についても、近年、数を増やしていますので、それで全てのコンテンツ制作者に行き渡るような形で、我々の認識としては、4年に1回、回るような形にしていますけれども、違反行為という形で摘発をさせて、それを情報として、摘発をしたいと思っています。

○原座長 今の数字でいいますと、先ほどの平成26年調査で、優越的地位の濫用となり得る行為を受けたと言われていた制作会社さんが40%あって、一方で、勧告件数はありません、注意件数の97件という数字に、余りに大きな差があるように思われるのですが、それはどう考えられるのですか。

○公正取引委員会（平塚課長） すみません。これはそもそもやり方の問題でございまして、本当に違反をとろうと思うと、発注者側の言い分と受注者側の言い分を法的要件に照らして、違法であるというところまでを厳密に突き詰めて、最後は裁判にいて、勝った、負けたというところまで決めなければいけないわけございまして、そこはかなり絞られてくることになります。口頭指導をやるにしても、そこは相当厳しい要件の当てはめをやります。

片や違反となり得る行為という意味では、グレーの部分も、我々としては、指導している。もっといえば、事業者側の言い分だけであったとしても、あなたは、危ないことをやっている、やや警告に近い、レッドカードではなくて、イエローカードみたいな出し方をしている、そこは割合が大きくなる傾向にあります。それが実態でございまして。

○原座長 先ほどの指導と注意によって、40%がどう改善してきていると評価されているのですか。

○公正取引委員会（平塚課長） この部分は、官邸の会議でも議論をしておりまして、どうなっていくかというところについては、先ほど来、お話が出ていますように、総務省のフォローアップ調査と協力しながらやっていきたいと思っております。

○原座長 私ばかり聞いていてもあれなので、一旦ここでやめますけれども、伺っていて、現状の把握、整理のところ十分にされていないような印象を持ちました。

また、先ほど総務省さんからお話を伺った中でも、認識の相違があるということなのだけれども、なぜ認識の相違が起きているのか、そこが分からない状態で処方箋だけ書いても、それで本当にうまくいくのかという疑問を持っております。

○中小企業庁（安藤課長） 先ほど総務省さんからも御説明がありましたけれども、実態の把握のところ十分にできていないということで、先だって3月28日に、先ほどの官邸会議、ワーキング・グループ①というものがございまして、そちらの場でも、放送コン

テンツ業界については、きちんと下請側にヒアリングをして、実情を把握しろという指示がございました。

今後、総務省さんを中心に、私どもも連携をしてヒアリングをしていく。下請のヒアリングをしていくと、個別に個社名を聞いて、親事業者、この場合であれば、放送局の名前などが全部聞こえてくるわけです。実際、1年間ヒアリングをやってみて、製造業中心ですけれども、評判のいい企業、ちゃんとやっていると言いながら、トラブルが起きている会社さんとか、個社名で全部押さえられるようになります。悪質なケースは、私どもは公正取引委員会さんとも連携をして、下請法の調査・検査にもつなげていくということですし、そこまで至らないものであっても、改善を企業にきちんと申し入れていくという、出口、やり方はいろいろあると思うのですが、まずは官邸会議での指示もございますので、今後、実態の把握をやっていった上で、このサイクルにのせていくようにしたいと思っております。

○原座長 今、お話をいただいた官邸の会議、中小・小規模企業の活力向上のための連絡会議は、どのようなスケジュールで、放送コンテンツについて、今後、取り組んでいかれるのでしょうか。

○中小企業庁（安藤課長） 先だっの3月28日のワーキング・グループ①で、総理補佐官から、放送コンテンツ業について、総務省を中心に実態を把握するようという指示が明示的にごございましたので、今後、調整をした上で、早目にやりたいと思います。まだいつまでに何社とか、そのレベルにはいっていないのですけれども、速やかにヒアリングに入りたいと思っています。

○原座長 総務省さんでは、夏に向けての検討との関係で、今の調査の話をどうスケジュールされているのか、教えていただけますか。

○総務省（奈良審議官） 今、最新のフォローアップ調査を集計作業中です。一部御紹介しましたが、まだこれに時間がかかります。これを踏まえた上で、どういうふうにヒアリング調査をやっていくかを決めていきたいと思っています。

○大田議長 総務省さんに伺います。4月4日のワーキング・グループで、ATPから外部調達を増やしてほしいとありました。イギリスのように、制度化するところまでは、踏み込んでいないというお答えでしたけれども、外部調達を増やすべく、強い希望が出されましたが、これについてはどうお考えでしょうか。

中小企業庁さんにも伺いたいのですが、仮に制作会社に著作権が帰属する場合でも、二次利用の際の窓口は、放送事業者にあるというケースがあるようで、これについて、ATPから問題提起がされています。このような著作権をめぐる問題について、下請Gメンのヒアリングの際に、重要課題の1つにさせていただけるのかどうか、伺います。

○総務省（奈良審議官） お答えいたします。外部制作を増やしてほしいという御要望がございました。それをどう政策として受け止めるかということなのですが、既に御紹介いたしました、NHKに関しましては、総務大臣告示の基幹放送普及計画の中に、衛星のチャ

ンネルについて、外部と関わって作る番組が50%以上となるようにという努力目標を掲げてございます。これは、実態としてNHKがほとんどインハウスで番組を作ってきたという歴史に加え、NHKは、公共放送としての位置付けがあるので、そこは取組を進めてほしいということで規定したり、その目標に向かってNHKに努力してもらっています。

その点、民間放送事業者の方々が番組をどう作るかというのは、表現の自由とまでは言いませんけれども、内部の話になってくるので、そこを政策的にどうこうするというのは、正直申し上げて、若干躊躇される部分がございますし、あと、残念ながら、統計はとっていないのですけれども、私もこの業界は結構長いのですが、NHKに比べると、民放は制作会社をかなり使って番組製作を行っているという印象がございます。

したがって、問題は、正に、今日のテーマになっているように、放送コンテンツの適正取引、これをしっかりやっていく必要があるということだと認識しています。

○大田議長 民放の外部発注の比率が比較的高いというのは、私どもも聞いているのですが、BS以外のNHKについては、どうお考えですか。

○総務省(奈良審議官) NHK全体として、インハウスで作るのはもちろん結構だけれども、外部の力も使ってやってほしいということは、私どもの政策的な思いとしてあって、それを制度的に落とし込んだときに、特にBSはモアチャンネル的な位置付けがございますので、トライアルではないですが、そこでやってくださいということで、今、制度設計としては、そうしているということです。

実際に、地上波でも、基本的にNHKしか出てこないのですが、ドラマで一部外部が出始めています。パーセンテージを聞くと、低いとは思いますが、NHKは地上波でも多少そういうものを始めているところがございます。

○中小企業庁(安藤課長) 先ほど大田先生が御指摘の二次利用に係る著作権の問題でございまして、番組制作会社が抱える取引上の重要な課題の1つということでございまして、十分ヒアリングの項目となり得ますので、総務省さんと調整したいと思っております。

○原座長 他にいかがでしょうか。どうぞ。

○吉田座長代理 ありがとうございます。

すごく難しい話で、分野が違いますが、ちょっと違ったアングルで質問をさせていただきます。自主行動計画とか、先ほど成功事例とか、うまくいっていない事例などがあるとのことですが、コンテンツ作りは、一種の芸術作品をつくることだと考えることができると思っています。先ほどNHKがこれまでとは違った視点で、民間の制作会社を使っていく計画であると言われていましたが、フレッシュな視点を入れてチーミングをすると視聴率が上がり、作品も良いものができる。新しいものにトライアルするときは、結構効果があるのです。

何でそんなことを言い出すかということ、私、経団連等で女性活躍推進みたいなことの旗振りをしていて、いろんな企業に自主行動計画を作っていただいたりということをして、しているのですが、その時にこれをやってはだめです、あれはやってはだめですというよりは、ヒーローたちをあぶり出して、こんなふうに皆さんうまく行って、こういうことを

やったところは、こんなふうに経済成長に貢献しましたみたい例を提示すると、みんな勝手に競争してくれて、いい方に向かっていったという経験がありました。ですから、規制でこれをやらないでください、あれをやらないでください、こういうふうにしてほしいというガイダンスと同時に、実際の事例と経済効果、いいコンテンツがこのような新しいチャージングでできました、こういう公正な取引をしていただいて、外部の方々というカルチャーの中で、クリエイティブなカルチャーを作って、できた作品（芸術）はこんなふうに視聴率が上がって、こんな経済効果もありますみたいな、ポジティブな発信があると、全体的にスイッチオンすると思います。そんなものもお考えいただくとどうかと思います。アドバイスにならないかもしれませんが。

○中小企業庁（安藤課長） ヒアリングの中で、好事例なども聞き取るようにして、サプライチェーン全体で、Win-Winで生産性も上がって、いい関係が築けたみたいな事例を、今、ヒアリング、他の調査でも抽出をしております。

番組制作の世界で、視聴率や経済効果という、これは私どももなかなか知見がないので、正に総務省さんにお手伝いいただかないと、なかなか抽出できないと思いますが、そういう好事例など、ベストプラクティスみたいな発信もやっていきたいとは思っています。

○総務省（奈良審議官） 総務省です。

今年度から、協議会の推進計画、いわゆる自主行動計画を作って、放送業界が動き出しますけれども、その計画の中でも、ベストプラクティスの収集を項目として掲げており、御指摘を踏まえて、取り組んでいきたいと思っています。

○八代委員 技術的なことを聞きたいのですが、外注比率というときに、例えばNHKのエンタープライズというの、外注比率に入るのですか。例えばBSが5割の外注比率目標といったときに、5割の中で、自分の子会社のエンタープライズも入るといえることなのですか。

○総務省（奈良審議官） 確認する必要がありますが、多分入ると思います。今、詳しい者を連れてこなかったもので、申し訳ございません。

○八代委員 それは後で結構ですが、仮にNHKだけ外注比率を高くしろと言っても、子会社を使っているならあまり意味はないかと思えます。逆に言えば、他の民放でもそういうケースがあるのかどうかということもあって、外注比率を高めるということの意味があるとすれば、それは自社ではないところかどうかともチェックしないと、という感想です。

○原座長 あと、よろしゅうございましょうか。

時間は早目でございますけれども、今日、伺っております、私が先ほど申し上げましたように、前提として、現状をどう把握されているのかということが、極めて不十分であって、今、皆様方でされようとしている施策が十分なのか、今後これで改善していくのかということの評価できる状態ではないという印象を持ちました。詳細な実態調査は、ある程度時間をかけてやっていただくことになるのだと思いますが、一方で、私たちの第三次答申をまとめるプロセスに向けても、この会議の中で、できる範囲での実態把握を引き続きさせていただきながら、また議論をさせていただきたいと思えます。

それでは、今日は、大変ありがとうございました。終わります。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループの日程は、別途、御案内いたします。